⑹　名称　株式会社麻生
　　住所　福岡県飯塚市芳雄町７番18号
⑺　名称　株式会社多摩川ホールディングス
　　住所　神奈川県綾瀬市上土棚中３―11―23
⑻　名称　銀行等保有株式取得機構
　　住所　東京都中央区新川２丁目28番１号
⑼　名称　ゲートシッピング株式会社
　　住所　東京都港区南青山一丁目１番１号
⑽　名称　合同会社カンブリア
　　住所　東京都中央区日本橋三丁目５番12号吉野ビル４階
⑾　名称　合同会社ジー・イー・キャピタル・ファンディング
　　住所　東京都港区赤坂五丁目２番20号
⑿　名称　合同会社南青山不動産
　　住所　東京都港区南青山三丁目８番37号
⒀　名称　三愛株式会社
　　住所　東京都渋谷区道玄坂一丁目十二番一号　渋谷マークシティ　ウェスト二十二階
⒁　名称　ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
　　住所　東京都港区六本木四丁目８番６号パシフィックキャピタルプラザ６階
⒂　名称　双日株式会社
　　住所　東京都千代田区内幸町二丁目１番１号
⒃　名称　東京急行電鉄株式会社
　　住所　東京都渋谷区南平台町五番六号
⒄　名称　独立行政法人国際協力機構
　　住所　東京都千代田区二番町５―25二番町センタービル
⒅　名称　ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド
　　住所　英国領バージン・アイランド、トルトラ、ロード・タウン、ロマスコ・プレイス、ウィックハムズ・ケイ１、私書箱3140
⒆　名称　ダズボグ・ホールディングス・エーエフシー・リミテッド
　　住所　キプロス、ニコシア　1082　アギオイ・オモロギテス、16　イーグルハウス10Ｆ　キリアク・マツィ
⒇　名称　リブラ・エー・リミテッド
　　住所　英領西インド諸島、ケイマン諸島、ＫＹ１―1102、グランド・ケイマン、クイーンズゲート・ハウス、私書箱1093
㉑　名称　藤澤　信義
　　住所　東京都港区赤坂９丁目７番４―506号
㉒　名称　三浦　恵美
　　住所　東京都港区南青山三丁目８番37号
㉓　名称　イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド
　　住所　シンガポール共和国マリーナ・ブルバード10、＃32―10、マリーナ・ベイ・フィナンシャルセンター・タワー２
㉔　名称　ＣＩＭＢグループ・ホールディングス
　　住所　マレーシア　クアラルンプール　50490　ダマンサラハイツ　セマンタン通り　ＣＩＭＢビル５階
㉕　名称　クレディ・スイス
　　住所　スイス連邦、チューリッヒ、8001、パラデプラッツ８番地
㉖　名称　クレディ・スイス・インターナショナル
　　住所　英国　ロンドンＥ14　４ＱＪ　ワン・カボット・スクエア
㉗　名称　クレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッド
　　住所　英国　ロンドンＥ14　４ＱＪ　ワン・カボット・スクエア
㉘　名称　クレディ・スイス（ホンコン）リミテッド
　　住所　香港、セントラル、チャターロード18、アレクサンドラハウス６階

３　届出を行った者が適格機関投資家に該当する期間　平成25年６月１日から平成27年５月31日まで

## 適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第６項の規定により届出のあった事項について、同条第９項に基づき次のとおり公告する。

平成 25 年５月 31 日

金融庁長官　畑中龍太郎

１　所在地の変更のあった者

⑴　名称　キャップマークジャパン合同会社
　　変更後の所在地　東京都港区六本木一丁目６番１号　泉ガーデンタワーＫＰＭＧ税理士法人気付
⑵　名称　神楽サロン有限会社
　　変更後の所在地　沖縄県名護市東江５―14―７
⑶　名称　合同会社バレッタ
　　変更後の所在地　東京都港区虎ノ門三丁目22番10―201号

## 公認会計士法に基づく供託金取戻しの公示

有限責任監査法人供託金規則（平成19年内閣府・法務省令第８号）第12条第２項の既定により、次のように公示する。

１．供託者の商号又は名称　宙有限責任監査法人
２．主たる事務所の所在地　大阪市中央区瓦町三丁目１番４号
３．代表者の氏名　山内　一浩（清算人）
４．取戻しをしようとする供託金の額
　金5,000,000円
５．前号の供託金につき公認会計士法第34条の33第６項に基づく権利を有する者は、平成25年12月２日までに、有限責任監査法人供託金規則別紙様式第４号により作成した申出書に権利を有することを証する書面を添付して、金融庁長官に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 25 年５月 31 日

金融庁長官　畑中龍太郎

## 工 場 財 団

北海道檜山郡江差町字水堀町６番地２**江差風力開発株式会社**の工場財団に北海道檜山郡江差町字中網町271番地２江差風力開発株式会社江差北風力発電所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年５月 31 日

函館地方法務局江差支局

## 所得税法第 180 条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同法第180条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年５月 31 日

日本橋税務署長　神宮司　元

届出した者　IBA Services Ltd
事務所等の名称　IBA Services Ltd
事務所等の所在地　東京都中央区日本橋一丁目４番１号日本橋一丁目ビルディング14階
責任者の氏名　ポール・アンドリュー・ハンター
証明書の有効期限　平成27年８月20日

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同法第180条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年５月 31 日

京橋税務署長　古川　達弘

届出した者　ターナーインターナショナルジャパンインク
事務所等の名称　ターナーインターナショナルジャパンインク
事務所等の所在地　東京都中央区銀座六丁目18番２号
責任者の氏名　松岡　紀之
証明書の有効期限　平成26年７月６日

## 割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第５号に該当することとなったので、法第35条の３の62において準用する法第20条の３第１項及び割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成 25 年５月 31 日

近畿経済産業局長　小林　利典

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成25年８月２日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成25年８月２日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続きから除斥されます。